



《会計・税務の知識》いつやるの？今でしょ！ 生産性向上設備投資促進税制

はじめに

日本経済の歪みの1つである「過小投資」を是正するため、税制面からも企業の投資を後押しする様々な策が講じられています。今回はその中でも、特に今注目すべき「生産性向上設備投資促進税制」についてご紹介します。

1. 生産性向上設備投資促進税制とは？

青色申告法人・個人事業主が、下記の設備を取得した場合に一定の要件を満たせば、特別償却又は税額控除を適用できるという制度です。

- ・A 類型：先端設備
- ・B 類型：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

注目すべきは、特別償却率、税額控除額が以下のように期間により縮小することです。より多くのメリットを享受するためには、できるだけ早期に検討、着手する必要があります。

・平成26年1月20日～平成28年3月末まで
100%の即時償却又は5%の税額控除(※1)

・平成28年4月1日～平成29年3月末まで
50%の特別償却(※2)又は4%の税額控除(※3)

※1 建物、構築物は3% ※2 建物、構築物は25%
※3 建物、構築物は2%

また、中小企業者等については一定の要件を満たせば、「上乗せ措置」としてさらに優遇を受けられる可能性もあります。

ただし、中古設備、貸付用設備、生産等設備に該当しないもの(利益の増加に直接関係しないもの)等は対象外となります。

2. A 類型：先端設備

最新モデル、生産性の向上(年平均1%以上)、取得価額等の要件を満たした機械装置等が対象となります。設備メーカー等に証明書の発行を依頼し、これを申告書に添付するのみで良いため、比較的簡単な手続きのみで済みます。ただし、適用対象は単体設備のため対象範囲は狭くなっています。

3. B 類型：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

一方、こちらはコスト削減や利益拡大のための

投資単位全体が対象になります。投資利益率要件(中小企業者等5%以上、それ以外は15%以上)、資産ごとの取得価額要件などを満たせば、基本的にはほとんどの設備が適用対象となります。例えば、飲食店が新店舗をオープンする場合に、建物や什器などの新規投資が丸ごと対象に含まれるイメージです。「生産ライン」等の名称からメーカーしか対象とならないように思われがちですが、特に業種に制限はありません。

このB類型を適用するには一定のプロセスを踏む必要があります。具体的には、①投資計画作成⇒②公認会計士又は税理士の事前確認を受ける⇒③経済産業省局へ申請書を提出⇒④確認書の交付を受ける。ここまでのプロセスを対象設備の引渡しまでに完了する必要があります。③から④までにはある程度期間を要するため、かなりタイトなスケジュールになることも予想されます。

4. 特別償却・税額控除の選択

100%の即時償却は大変魅力的に見えますが、あくまで前倒しで償却費を計上しているだけなので、課税の繰延に過ぎないという点に留意が必要です。

一方、税額控除はインパクトこそ小さく見えますが、純粋な税金の割引です。每期相当程度の利益(納税)が見込まれる状況では一般的に即時償却より有利になる場合が多いと言われています。

もっともどちらが望ましいかは、企業個別の状況によるため、選択にあたっては将来の見込みを踏まえて顧問税理士の先生に相談するなど、慎重な判断が必要になります。

結び

今回は紙面の都合上、制度の概要のみ記載させて頂きました。詳細について下記のリンク先をご参照下さい。また弊社でもサポートできる体制を整えておりますので、ご検討の際には是非一度ご相談下さい。(担当：末廣)

※詳細については下記のリンク先をご参照下さい。
http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html